



2019年11月15日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 シ ー イ ー シ ー
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 田 原 富 士 夫
(コード番号 9692)
問 合 せ 先 責 任 者 コ ー ポ レ ー ト サ ポ ー ト 本 部 長
取 締 役 大 石 仁 史
(TEL. 046-252-4111)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第51期(自2018年2月1日至2019年1月31日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書について、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には、下線_____を付して表示しております。

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、2019年1月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

2020年1月期第2四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー手続において、当社の2019年7月末時点での売掛金の一部530,698千円の実在性に関する疑義(以下「当初疑義」といいます。)が発覚いたしました。

当社は①当初疑義に関する事実関係(類似事象の存否を含む。)の調査に加え、②当初疑義による連結財務諸表への影響額の確定、③本件が生じた要因の究明及び④その他、調査委員会(以下で定義します。)が必要と認めた事項の調査を目的として、2019年9月17日付で当社社外監査役及び外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)を設置いたしました。

また、当委員会による調査過程において、当初疑義に関係していた部署とは異なる部署において、売上の前倒し計上という別の新たな不正が行われていた疑義（以下「新たな疑義」といいます。）が発生いたしました。

当社は新たな疑義に関する上記①ないし④の各事項についても、同年10月17日以降、調査委員会の委託事項とすることとし、調査委員会の委員を1名増員する等の体制強化を行い、調査をいたしました。

調査委員会による調査の結果、当社の主要なビジネスであるシステム開発及びIT関連サービスに付随して、顧客のニーズがあった際に行われる仕入販売取引において実体のない商流取引が行われていた事実及び売上の前倒し計上がおこなわれていた事実が確認され2019年1月期に係る有価証券報告書の訂正報告書及び2020年1月期第1四半期に係る四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

実体のない商流取引が行われていたことは、仕入販売に係る、受注等管理体制の不備または入金管理や滞留管理体制等の不備等により発生したものと考えており、また、特定の部署における営業目標達成のプレッシャー等の不適切行為の動機の存在や、コンプライアンス意識・リスク認識の不十分性も背景にあると考えております。

また、売上の前倒し計上がおこなわれていたことは、当該取引に関与していた部署における売上計上に関する会計基準や社内規程等の軽視、管理体制の不備等により発生したものと考えており、また、当初疑義同様のプレッシャー等の動機の存在や、監査部による指摘事項の改善を図るための体制の不十分性等も背景にあると考えております。

上記のような当社の内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの提言を踏まえ、トップマネジメントによる法令及び会計基準遵守の意見発信、内部管理体制の強化、並びに教育研修及びその実効性確保措置の実施等の点において、再発防止策を具体化し、実施いたします。

以上